主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人四宮久吉、同小川徳次郎及び弁護人小林腎治の各上告趣意(後記)は、刑 訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべき ものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月八日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
戊		山	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
郎	唯一	村	谷	裁判官